

## 栃木市人権施策推進審議会 会議録

### 会議の概要

開催日時	平成30年2月8日(木) 14時00分から15時30分まで	
開催場所	栃木市役所 議員会議室	
出席者の氏名	委員	<p>金澤伸子 (栃木市人権擁護委員協議会第一部会) 田名網弘 (栃木市身体障害者福祉会連合会)</p> <p>後藤聡子 (栃木市社会教育委員) 山中康匡 (栃木市PTA連合会)</p> <p>渡邊 正 (栃木市校長会) 柴崎信子 (公募委員)</p> <p>赤岩壽子 (栃木市民生委員児童委員協議会連合会) 小川三男 (公募委員)</p> <p>川田 薫 (部落解放同盟栃木市協議会) 広瀬昌子 (市議会)</p> <p>石崎光夫 (部落解放愛する会栃木市協議会) 茂呂健市 (市議会)</p> <p>寺内 茂 (栃木市自治会連合会) 赤羽根正夫 (副市長)</p> <p>大塚禮子 (栃木市女性団体連絡協議会) 赤堀明弘 (教育長)</p>
	事務局	<p>若菜 博 (生活環境部長)</p> <p>大山 勉 (人権・男女共同参画課 課長) 高久一典 (人権・男女共同参画課 課長補佐兼係長)</p> <p>小林晴美 (人権・男女共同参画課 副主幹) 鈴木俊一 (人権・男女共同参画課 主査)</p>
議題	<p>(1) 「栃木市人権施策推進プラン」による進捗状況年次報告について</p> <p>(2) 「栃木市人権に関する市民意識調査」結果について</p> <p>(3) その他</p> <p>・ 栃木市人権施策推進プラン第2期計画スケジュール(案)について</p>	
傍聴人の数	0名	
配付資料	<p>次第</p> <p>栃木市人権施策推進審議会委員名簿</p> <p>栃木市人権施策推進プラン(概要版)</p> <p>平成28年度人権施策推進プラン進捗状況年次報告書</p> <p>栃木市人権に関する市民意識調査報告書</p> <p>栃木市人権施策推進プラン第2期計画スケジュール(案)</p>	

議事要旨

発言者	発言要旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、「栃木市人権施策推進審議会」を開会いたします。</p> <p>私は、本日の進行役を務めさせていただきます、人権・男女共同参画課の大山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>はじめに、会議次第です。</p> <p>次に、審議会委員名簿です。</p> <p>次に、栃木市人権施策推進プラン（概要版）です。</p> <p>次に、次期計画スケジュール（案）。</p> <p>最後に、事前に送付させていただきました栃木市人権施策推進プラン進捗状況年次報告書及び、人権に関する市民意識調査結果です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>なお、初めて委員になられた方には、栃木市人権施策推進プラン（冊子のもの）も送付させていただきましたので、ご活用ください。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、川田会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	(あいさつ)
事務局	<p>続きまして、議題に入りたいと存じますが、その前に委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>本日、新委員の皆様の初めての顔合わせでございますので、恐れ入りますが、自己紹介でお願いしたいと存じます。</p> <p>お配りしてございます資料の「審議会委員名簿」の順番でお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、名簿番号1番椎名浩則様、6番の亀岡康一様、10番の角田一三子様、14番の大嶋弘子様におかれましては、所用のため、欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、金澤委員からお願いいたします。</p>
各委員	自己紹介
事務局	続きまして、事務局の職員につきましても、自己紹介により紹介させていただきます。
事務局	自己紹介
事務局	<p>次第3の議題に入らせていただきます。</p> <p>議長につきましては、条例第6条により会長が議長となりますので、川田会長お願いいたします。</p>
議長	議長を務めさせていただきます川田です。この会議が、円滑に進みますよう、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

発言者	発言要旨
議長	<p>それでは、議題に入ります。(1) 栃木市人権施策推進プランによる事業の実施状況について、を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>人権施策推進プランの概要と人権施策推進プランによる事業の実施状況を合わせて説明。</p>
議長	<p>ただいま事務局より平成28年度の人権施策推進プランの実施状況と評価について説明がありましたが、ご質問や評価に対するご意見がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>P20の「登録型本人通知制度」とはどのようなものですか。</p>
事務局	<p>市民生活課の方で対応しているものですが、最初に(本人が)登録しておく、第三者が戸籍を取得した場合、その本人に(取得情報が)通知される制度です。</p>
委員	<p>戸籍は、他人は取得できないですね。</p>
事務局	<p>はい、一般(他人)ではなく、この場合公務、弁護士とかで取得した場合です。</p>
委員	<p>取得(戸籍謄本等)はされてしまうんですね。</p>
事務局	<p>はい、そういうことになります。</p>
議長	<p>この問題が、生じたのは大阪の方ででした。探偵者が一般の方から、身元調査を受けた時、探偵者は(戸籍謄本等)取得できないわけです。</p> <p>業務用説得物請求用紙というものがあって、弁護士、司法書士等8業種の方が、はがき一つで、身元確認(戸籍謄本等)ができるわけです。それで、一般の方から依頼を受けた探偵者が、ある司法書士に(戸籍謄本等の)取得を頼み、司法書士が取得した情報(戸籍謄本等)を得たわけです。その探偵者は、2億円からの利益を得た。そして、依頼人に2万、3万で売買した。以後、その探偵者は摘発され、裁判になった。違法として、刑罰を受けた。これが、発端となり各行政でこの制度を取り入れるようになった。</p> <p>栃木県では、栃木市が一番にこの制度を取り入れた。</p> <p>他にありませんか。</p>
委員	<p>この評価は、事務局で行った評価ですか、どこで評価したのですか。</p>

発言者	発言要旨
事務局	事業を行っているのは、各担当課で、それを客観的に評価したのは、人権の担当課で評価させていただきました。
委員	はい、わかりました。
議長	大丈夫でしょうか。ありませんか。 無いようですので、本日の審議会の結果を踏まえて、正式な報告書をまとめるということによろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議長	それでは、そのようにお願いします。 以上で、(1)「栃木市人権施策推進プラン」による事業の実施状況については終了させていただきます。 つづいて、(2)「栃木市人権問題に関する市民意識調査」ついてですが、事務局から説明をお願いします。
事務局	栃木市人権問題に関する市民意識調査結果を説明。
議長	ただ今事務局から説明がありましてことについて、皆様からご質問やご意見はありますか。 大丈夫でしょうか。皆さん了承いただければ、この調査結果を踏まえて、栃木市人権施策推進プラン第2期計画の基礎資料として、計画に反映させていただきたいと思います。
全委員	異議なし。
議長	つづいて、(3) その他についてですが、事務局より何かありますか。
事務局	栃木市人権施策推進プラン第2期計画策定スケジュール(案)について説明。
議長	ただ今、事務局の方から、説明ありましたことについて、皆さまからご質問、ご意見はありますか。
委員	平成31年度からの計画の策定ですよね。これ(市民意識調査)は。その時に、(現)栃木市人権施策推進プランを見させてもらいまして、意識、啓発、あるいはサークルを作るとかそういうものが多いなと思いました。そういうものではなくて、例えば設備、公的建物を車いすでも入れるものにするとか、そういうことをしないと、栃木市の体育館に入るのに、階段です。裏の方にスロープもあるんでしょうけれど。正面は、階段しかない。

発言者	発言要旨
委員	<p>トイレに入るにしても、古い建物と言いつても、アコーデオンカーテンなんですよね。要するに障害者が出るという時に、これじゃ出られない。あるいは、バスの停留所にしても、椅子も何もない所にまっていられるのか。狭く車が行きかうところで。私は、全部はできないと思いますが、できるところから、少しずつでもやっていくというものが、この中（計画）に入っていないと、そういう設備のものが全部抜け落ちてしまうなとすごく感じました。</p> <p>トイレもそうですね、水洗でない所もいっぱいあります。だから、その辺のところを、ひとつひとつ、障がいのある方々が、どうしたら外出できるようになるかを考えた時、公的な設備を見直していく必要があるのではないか、そういうものをぜひ入れてほしいとプランを見た時の感想です。</p> <p>学校でもそうです。エレベーターはない。よく、学校にボランティアに行くんですけど、3階、4階です。杖ついてボランティアに行く必要が無い、それこそ差別だと思う。耐震は出来た、次は、エレベーターどうするか、階段にスロープをどうするかを、10年計画でもいいから、お願いしたいとの願いです。</p> <p>障がいのある方々が、使いやすいところは、健常者も使いやすいと言われますが、そういうことだと思いますので、ぜひ、計画に入れていただければと思います。</p>
議長	<p>どうですか。</p>
事務局	<p>ご意見いただいたことは、考えていきたいと思いますが、市にバリアフリーの計画があり、そういったハード面を推進していく計画であります。その計画策定の会議には、人権担当も出席していますので、意見をしていきたいと思っています。本計画にも取り入れていくようにしていきたいと思っています。</p>
委員	<p>よろしく願いいたします。やはりぜひ、人権の計画にも入れていく方がいいと思います。</p>
議長	<p>計画の中にも、目の不自由な方に盲導犬体験がありました。私は、常々思っていますが、本当に具合の悪い人は、1年365日その状況の中で生活をしているわけです。1時間、2時間の体験学習の中で、不自由ですねで済ませないで、その後、当事者の気持ちがわかったら、健常者の方は、今後どのようにして接していくか。そこまで踏み込んだ協力が必要。</p> <p>自然体の中でできる、人に対する手助けや思いやりの教育を自然につけていかないと、教育だからと言って、強制的に教えてもなかなか子どもたちには伝わらない。</p>

発言者	発言要旨
議長	事務局には、いろいろな角度から見て、計画の推進にあたってもらいたいと思います。
委員	<p>市の方でさまざまな事業があって、いろいろな周知の仕方がされているのは存じ上げています。しかし、どうしても気が付かない、知ったのが遅かった。それから、広報紙を見ても日にちが過ぎたあとだったというのが多いものですから、こういう催し物がありますという発信をもう少し具体的にいただける方法があったらありがたいと思うことがあります。</p> <p>そうすれば、催し物などにどんどん積極的に参加をした上で、このような審議会に臨むことが大切なのかなと思います。</p> <p>このような審議会等さまざまな機会に、他の催し物など周知することはお考えできればと思います。</p>
事務局	一般的には、周知はHPや広報紙、広報紙の折り込みなどで行っておりますが、担当課（シティープロモーション課）の方にもこの話を伝えて周知方法について考えていきたいと思っています。
議長	担当の方も一生懸命にやっておりますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。他にありますか。
委員	広報の関係で、ちょっと気になったことがありました。ネットの広報をよくみるのですが、そのネットで地域地域のチラシを見ることができたのですが、ある時期から配布している地域の人しか見られなくなってしまっている。地域限定なら、わかるのですが、他の地域の催し物などに行ってみたいという話も聞くので、ネットなどで誰もが見られる環境があってもいいと思う。
委員	私、民生委員でふれあい相談員をしているのですが、高齢者宅を訪問し、ふれあい通信を配っているのですが、その通信の裏面に訪問販売お断りのシールの記事があった。高齢者の中に自治会に入っていない高齢者がいる。そういう方は、広報紙等配られていない。どう対応するのか地域包括ケア推進課相談した。個別に送ることは出来ないとの回答だった。そういう方（全世帯）にも配布する方法を取らないといけないと考えるが、市はどう考えているのか聞きたい。
議長	どうですか。回答でますか。
事務局	<p>一点、訪問販売お断りシールの配布について、確かに自治会に入っていない方が増えており、そういう方にどういう周知をするか悩ましい問題ではあります。</p> <p>現在、自治会長、民生委員の方々を介して配布を願っていますが、どうしても自治体に入っていない方には漏れる可能性があります。その辺は、気づいていただければ、所管課（市民生活課）の方で、作成しておりますので、お話していただければ対応いたします。</p>

発言者	発言要旨
委員	消費生活センターと即言われた。話がすれ違ってしまう。担当者の認識がいかげなものかと感じた。担当者の知識が無かったのか、即消費生活センターですよと言われた。
事務局	それは、申し訳ありませんでした。消費生活センターは市民生活課の所管になります。案内した職員の言い方が問題だったとか思うんですが、消費生活センターに連絡していただければ、すぐ市民生活課に連絡が入りますので、対応いたしますので、ご了解ください。 自治会に入っていない方への配布物については、シティプロモーション課と共々いろいろ考えながら対応していきたいと思います。
委員	はい、わかりました。
事務局	先程のご意見について、認識不足で申し訳ありませんでしたが、以前は確かに載っていました。どうしてなのか、確認していきたいと思います。
委員	今月号なのか、わかりませんが、ある時から見えなくなりました。別に構わないんですが、失礼しました。
委員	申し上げたかったのは、単に発信方法に限らず、人権というのは非常に奥の深いもので、表面化しづらいことを取り扱う分野である。それを、表面化していく形を作っていくことが、決してきれい事だけで進むものではないということの中に、委員のご意見もあると思う。 やれることからやっていく中では、まず知る、関心を持つ、考えるということが必要である。市の方でいろいろな事業を作成しているのであれば、一人でも多くの方に参加していただけるような形を促していただきたいと思い、先ほど述べさせていただいた。ぜひ、そのへんを含めていただければと思います。
議長	その他ありますか。では、最後に私から。 一番注意を払うのは、自治会などに入っていない高齢者で、目を配らなくてはならない立場の方です。人権担当ではないからと聞き流すことは無いと思いますが、人権から捉えた意見でありますので、その辺を踏まえて、今後、他課と連携を取ってこれからの施策につなげていきたいと思えます。
議長	苦言になるかもしれませんが、常々、行政の縦割り社会、制度が腑に落ちない所がある。お互い他の課と横の連絡を取って、情報は共有して、これからの栃木市の未来のためにお願いしたい。 他ありますか。なければ、(3)その他については、終了させていただきます。 以上で本日の議題はすべて終了しました。これもちまして、議長の職を解かせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

発言者	発言要旨
事務局	<p>ありがとうございました。事務局より連絡がございます。</p> <p>審議委員の任期が、今年の6月末日を持ちまして、満了になります。次期委員につきまして、改めまして、各団体等へ推薦のご依頼をさせていただくことになりましたので、その際は、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
	閉会